

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**  
**大学院学生研究**  
**2022年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院 文学 研究科 教育学 専攻		
<b>研究代表者</b> (2023年3月現在 のものを記入)	在籍課程・学年		氏名
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 3年		井出 大輝
<b>指導教員</b>	所属部局・職名		氏名
	文学部・教授		柏木 敦
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然 ・ 人文 ・ 社会	<b>個人・共同の別</b>	個人 ・ 共同 名
<b>研究課題</b>	明治期小学校における評価の言説・実践の歴史社会学的研究：学校への包摂の論理と方法		
<b>研究組織</b> (研究代表者 ・共同研究者) ※2023年3月現在 のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名
	文学研究科・教育学専攻・博士課程 後期課程・3年		井出 大輝
<b>研究期間</b>	2022 年度		
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円		

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、学業成績不振の児童を包摂するようになった明治後期において、小学校教育がいかに変化したかを解明しようとするものである。具体的には第一に、明治後期に現れた学業成績不振の児童：「劣等児」に関する議論の検討を通して、学業成績不振が学級における逸脱と位置づけられるようになったことで、学級の秩序や規範のあり方がどのように変化したかを明らかにした。第二に、学業成績不振の児童などが包摂されるようになった際の学級編制のあり方がどのようなものであったかを解明した。第三に、明治期小学校の評価・「劣等児」処遇・学級編制に関する現場の認識や実践例を捉えるために、『信濃教育会雑誌』の関連記事を複写、収集した。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 「劣等児」 } { 学級編制 } { 歴史社会学 }

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、学業成績不振の児童を包摂するようになった明治後期小学校における教育実践の特徴を解明しようとするものである。進級試験を実施していた明治中期までの小学校では、児童の落第や中途退学が多発していたが、進級試験が廃止された明治後期以降、学業成績不振の児童も学級に包摂され続けることとなった。その際に、小学校の学級における教育実践や教師一児童の関係がどのように変容したか、その歴史社会的特徴を明らかにすることを通して、学校教育制度の経営原理を浮き彫りにする契機を得ようと試みた。具体的には、明治後期の小学校教育における評価実践や、「劣等児」への処遇、学級編制の実相を示す史料を収集、検討して、その課題に取り組んだ。成果として以下の3点が挙げられる。

**A. 明治後期の「劣等児」論の検討と論文制作**

本論は、明治後期に現れた学業成績不振の児童：「劣等児」に関する議論の検討を通して、学業成績不振が学級における逸脱と位置づけられるようになったことで、学級の秩序や規範のあり方がどのように変化したかを明らかにしようとした。

そもそも、近代学校教育制度が創設された当初は、学業成績の不振は逸脱として扱われず、むしろ児童の学力差を前提にして仕組みが形成されていた。しかし、国家主義的な教育や臣民形成の徹底が要請されるようになった明治後期において、多くの児童の就学継続の妨げとなっていた進級試験が問題化し、廃止されると、ほぼ同年齢の児童によって学年・学級が編制されるようになり、児童集団内に学力差が生じることとなった。

ほぼ同年齢の児童で構成されるようになった学級において、学業成績が劣るがゆえに教授活動の妨げになるとして問題化されたのが、「劣等児」と呼ばれた児童である(「劣等生」、「劣等児童」とも呼ばれた)。この学業成績不振の児童を学級に在籍させ続けながら、教授活動を行っていくためには、学級における秩序維持の仕方を見なおす必要があり、そのために「劣等児」への見方や処遇に関する議論が展開された。

「劣等児」への見方や処遇に関する議論を捉えるために、昨年度までに収集した関連史料を検討した。具体的には、明治後期に劣等児論が展開された教育雑誌3誌で、教育に関する一般雑誌である『教育時論』、現場からの実践紹介を多く載せた『日本之小学教師』、学術色の強い『児童研究』の3誌から「劣等児」論を抽出した。

検討の結果、学力差のある児童で構成される学級で教授を成り立たせるためには、児童や教員、家庭をめぐって、規範の明確化と秩序維持の方法の整備が必要となった。学級に関する規範は、進級試験のときのように、たんに試験に合格できればよいというような単純なものではなくなり、学業成績を上げる以外のさまざまな規範に応えることが、関係者らに求められた。

例えば児童に関して、学校・学級に在籍し続けられる児童の範囲は、試験で結果を出せる児童だけでなく、成績不振の児童にまで拡張されたものの、成績不振の児童は逸脱の例として位置づけられた。児童に対しては、成績を上げる努力をして、学級教授の妨げになってはならないという規範を強調されることとなった。端的には学級に在籍し続けるための条件が、実績を上げるのではなく、学級の秩序を乱さないことへと変わったということである。

その際、児童だけでなく、教員や家庭に対しても規範が強化されることとなった。教員も進級試験実施時のように「劣等児」を「度外視」することは許されず、むしろ愛情をもって懇切に処遇することが要請されることとなった。また家庭についても、成績不振の原因となる学校教育への無理解や栄養・睡眠不足をもたらす家庭環境を逸脱として非難され、成績を上げるための協力を求められることとなった。このように、学校教育の対象範囲が増え、境界が曖昧になると、そこでの秩序を維持するために、関係者に課される規範も増え、強化されたことがわかった。

本論文は、来年度5月に、日本教育社会学会機関誌『教育社会学研究』に投稿する予定である。

**研究成果の概要 (つづき)****B. 明治中期から大正期までの小学校学級編制の実態の解明と論文制作**

本論は、学業成績不振の児童などが包摂されるようになった際の学級編制のあり方がどのようなものであったかを解明しようとするものである。これまでは、明治期の小学校において、評価という実践や、「劣等児」(成績不振児)というカテゴリーの社会的意味について検討してきたが、そうした実践やカテゴリーが、どのような空間で存在していたのかを考えるために、学級編制の実態からアプローチした。

そもそも学級制とは、1人の教員が担当可能な児童数を基準とする集団編制制度として、明治中期に成立したものである。就学義務制が採られ、学校あたりの児童数が増加した明治後期以降は、学校形態の主流が単級から多級へと変わり、それぞれの学校は、学年や性別といった基準で学級を編制していった。

児童数が増えた学校において、学級をどのような基準で編制するかは明確に規定されていなかったため、現場の学校・教員らは、目の前の多様な児童を相手とするなかで、いくつかの編制基準を使い分け、学級を編制していった。加えて各学校は、児童数が増えたらそれに応じて学級を増やせるというわけではなく、財政上の限界から、その学校に配備された教員数や教室数との兼ね合いで学級数を決め、編制方法を工夫していた。

では、それぞれの小学校において、学級はどのように編制されていたのか。そうした関心のもと、明治・大正期における学級編制の実態を示す藤沢市教育文化センター編の『藤沢市教育史』第6巻(2000)の各小学校沿革誌を検討した。本書にある各学校の沿革誌は、学級ごとの児童数や教員任免の実態だけでなく、教室数や学校の平面図など空間的な情報をも示す貴重な史料となっている。

検討の結果、藤沢の小学校において、明治20年代は、児童数・教員数・教室数が少ないために多級編制は困難であったが、明治30年代以降、児童数・教員数・教室数に応じて多様な学級編制や受け持ち(担任)の形態がとられていたとわかった。学級編制の基準は、学年、性別、学力の順で優先されるのが基本であったが、学年ごとで児童数が大きく異なる場合や教員数・教室数が不足する場合などの条件に左右されることもしばしばあり、学校や年度によって複雑に基準が使い分けられ、多様な形態の学級が編制されていた。1学級あたりの児童数は、40名を下回る場合もあれば、規定の上限を上回る100人近くになる例もあるなど、かなりの幅があった。また、性別・学年に関係なく編制され、多様な児童で構成された学級を一人の教員が受け持つ場合もあれば、比較的優等な成績の男子児童のみで学級が編制される場合もあった。

とはいえ、学級編制や教員配置には傾向性もあり、尋常科の最初の学年や、比較的成績優等と考えられる男子児童の学級が優遇されていた。特に大規模校においては、学年の男子1組目には単独で学級が編制されやすかった一方で、女子は、男子の2組目と合級となったり、学年を跨いで学級を編制されたりする例がしばしば見られた。また教員配置についても、尋常科の第1、6学年や高等科、男子の学級に対しては、正教員が配置されやすかったが、尋常科第2-5学年、特に女子に対しては、准教員や代用教員が割り振られることが多かった。学校のなかに厚遇されやすい児童と、そうでない児童がいて、それに応じて、重視される学級編制基準とそうでない基準が使い分けられ、配置する教員を正教員とするか准教員・代用教員とするかが判断された、ということである。

本論文は、下記、業績1に該当する。

**C. 信濃教育会雑誌からの評価・「劣等児」処遇・学級編制に関する記事収集**

昨年6月から7月には、立教大学図書館で、明治期小学校の評価・「劣等児」処遇・学級編制に関する現場の認識や実践例を捉えるために、『信濃教育会雑誌』の関連記事を複写、収集した。特に、試験や、明治後期の評価方法である「操行査定」、「考査」、父兄への学業成績の通知、児童観察・児童研究・個性調査、「劣等生」「劣等児」の検査に関する方法や実践例について、収穫があった。今後、この史料の検討を深め、明治期小学校における学級経営の原理の成り立ちについてさらに探究していく予定である。

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください(紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

- ①雑誌論文(著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書(著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催(会名、開催日、開催場所)
- ④その他(学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

① 雑誌論文

1. 井出大輝、「明治中期から大正期までの小学校学級編制の実態—『藤沢市教育史』の小学校沿革誌から—」『学校的社会化の歴史と現在2—「児童」と「学校」の再帰性—』(2018年度—2022年度 科学研究費補助金基盤研究(B) 課題番号 18H00990 研究代表者 北澤毅(立教大学)・2017年度—2023年度 科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号 17K04712 研究代表者 有本真紀(立教大学) 研究成果報告書)、pp. 37-73、2023(査読なし)

② 図書 なし

③ シンポジウム・公開講演会等の開催 なし

④ その他(学会発表、研究報告書の印刷等) なし